	第68条の27第２項の表の第２号（償却費）	10556	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の27第２項の表の第２号）	10557	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第68条の27第２項の表の第３号（償却費）	10543	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の27第２項の表の第３号）	10544	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第68条の27第２項の表の第４号（償却費）	10519	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の27第２項の表の第４号）	10520	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	令和３年旧措置法第68条の27第２項の表の第４号（償却費）	10558	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（令和３年旧措置法第68条の27第２項の表の第４号）	10559	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却）の項中「（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却）」を削り、同表企業主導型保育施設用資産の割増償却の項を削り、同表特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例の項中「欄又は」を「欄、」に、「欄の」を「欄又は別表十六（六）「９」の欄の」に改め、同表海外投資等損失準備金の項の次に次のように加える。

中小企業事業再編投資損失準備金	第68条の44第１項	10655	法規別表十二（二）「14」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表金属鉱業等鉱害防止準備金の項を削り、同表特定災害防止準備金の項中「別表十二（五）「11」」を「別表十二（六）「11」」に改め、同表原子力発電施設解体準備金の項中「別表十二（七）「23」」を「別表十二（八）「23」」に改め、同表特定原子力施設炉心等除去準備金の項中「別表十二（八）「９」」を「別表十二（九）「９」」に改め、同表保険会社等の異常危険準備金の項及び原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の項中「別表十二（九）「７」」を「別表十二（十）「７」」に改め、同表関西国際空港用地整備準備金の項中「別表十二（十）「15」」を「別表十二（十一）「15」」に改め、同表中部国際空港整備準備金の項中「別表十二（十一）「10」」を「別表十二（十二）「10」」に改め、同表特定船舶に係る特別修繕準備金の項中「別表十二（十二）「９」」を「別表十二（十三）「９」」に改め、同表農業経営基盤強化準備金の項中「別表十二（十三）「10」」を「別表十二（十四）「10」」に改め、同表農用地等を取得した場合の課税の特例の項中「別表十二（十三）「43の計」」を「別表十二（十四）「43の計」」に改め、同表特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の項中

第68条の78第１項若しくは第９項又は第68条の80（第68条の78第１項の表の第３号）	10534	
令和２年旧措置法第68条の78第１項若しくは第９項又は令和２年旧措置法第68条の80（令和２年旧措置法第68条の78第１項の表の第４号）	10535	

を

令和３年旧措置法第68条の78第１項若しくは第９項又は令和３年旧措置法第68条の80（令和３年旧措置法第68条の78第１項の表の第３号）	10534

に、「（第68条の78第１項の表の第４号）」を「（第68条の78第１項の表の第３号）」に、「第68条の78第１項若しくは第９項又は第68条の80（第68条の78第１項の表の第５号）」を「令和３年旧措置法第68条の78第１項若しくは第９項又は令和３年旧措置法第68条の80（令和３年旧措置法第68条の78第１項の表の第５号）」に、「第６号」を「第４号」に、「第７号」を「第５号」に、

第68条の79第１項若しくは第３項又は第68条の80（第68条の78第１項の表の第３号）	10538
令和２年旧措置法第68条の79第１項若しくは第３項又は令和２年旧措置法第68条の80（令和２年旧措置法第68条の78第１項の表の第４号）	10539

を

令和３年旧措置法第68条の79第１項若しくは第３項又は令和３年旧措置法第68条の80（令和３年旧措置法第68条の78第１項の表の第３号）	10538

に、「第68条の79第１項若しくは第３項又は第68条の80（第68条の78第１項の表の第５号）」を「令和３年旧措置法第68条の79第１項若しくは第３項又は令和３年旧措置法第68条の80（令和３年旧措置法第68条の78第１項の表の第５号）」に改め、同表特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例の項の次に次のように加える。

連結法人である特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例	第68条の95の２第１項	10656	法規別表十（七）「31の計」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例の項の次に次のように加える。

認定事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入の特例	第68条の96の２第１項	10657	法規別表七の二付表六「５の計」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の項を削る。